令和８年度 第３回 木更津市男女共同参画推進委員会 会議録

１　開催日時　　令和８年１０月２７日（火）午後１時３０分から２時２０分
２　開催場所　　木更津市役所 朝日庁舎 会議室２－５
３　出 席 者　　⑴　委員（敬称略）
　　佐伯康子、生田まゆみ、前沢祐子、髙田旭祥、岩野志穂、
　　天野茂実、丸敦子
　　⑵　木更津市市民協働部地域共生推進課
　　兵藤課長、江澤課長補佐、前沢主任主事
４　議事及び公開又は非公開の別
　　⑴　第６次木更津市男女共同参画計画素案の修正案について【公開】
５　傍 聴 人　　なし
６　会議内容

江澤：　それでは、お時間になりましたので、始めさせていただきます。

本日はお忙しい中、ご出席いただき、誠にありがとうございます。

本日の司会を務めさせていただきます、地域共生推進課の江澤と申します。よろしくお願いいたします。

開会の前に、私から、５点ご連絡があります。

１点目ですが、会議資料です。次第、名簿、席次表、資料１～６となります。

２点目ですが、佐藤委員、山本委員、森田委員、天野委員、小林委員、木下委員につきましては、都合により本日、欠席の連絡がございましたので、ご報告いたします。

３点目ですが、議題をお諮りする方法についてです。

議長から「承認する方は挙手をお願いします」といった発言がございますので、挙手をしていただき、採決する形としたいと思いますので、よろしくお願いします。

４点目です。議題についてですが、本日は「第６次木更津市男女共同参画計画素案の修正案について」をご審議いただきます。

前回の会議では、素案について、承認をいただきましたので、その後、庁内の意見照会を行い、指摘のあった内容について、反映しております。

また、男女共同参画社会基本法が改正され、地方公共団体に対し、「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保」が努力義務とされたため、その点も修正しております。

また、第５次計画では、前年の進捗等を踏まえ、年度計画を作成しておりましたが、令和６年度から、事業評価表を作成し同様の記載をしており、重複する内容となっていますので、その点についても、ご意見をいただきたいと存じますので、率直なご意見、ご議論をいただきますよう、お願い申し上げます。

最後、５点目ですが、ご発言される際は、お手元のマイクのスイッチを１回押していただき、発言終了後は、再度スイッチを押していただきますようお願いいたします。

事務局からの連絡は以上となります。

それではただ今より、令和８年度第３回木更津市男女共同参画推進委員会を開会いたします。

本日の出席委員数でございますが、１２名中、７名であり、附属機関設置条例第６条第２項に規定されている、半数以上の出席を得ておりますので、会議は成立いたします。

また、本会議は木更津市審議会等の会議の公開に関する条例第３条及び第９条の規定により、会議は公開で行い、会議記録及び会議資料を公開するため、会議を録音させていただきますので、ご了承ください。

それでは、開会にあたりまして市民協働部地域共生推進課長の兵藤からご挨拶させていただきます。兵藤課長、お願いいたします。

兵藤課長：　皆様、こんにちは。地域共生推進課長の兵藤でございます。

本日はお忙しい中、令和８年度第３回木更津市男女共同参画推進委員会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、先月の台風２５号では、県内各地で甚大な被害が報告されており、被害に遭われた皆様には、心よりお見舞い申し上げます。

さて、前回の第２回委員会では、第６次木更津市男女共同参画計画の素案及び事業評価表についてご説明し、委員の皆様から、計画指標の表現等に関する貴重なご意見を頂戴いたしました。

また、第２回委員会終了後の９月には、全庁を対象として計画素案及び事業評価表に関する意見照会を実施し、意見等を踏まえて修正を行ったところです。

さらに、令和７年度に男女共同参画社会基本法の改正により、地方公共団体において、男女共同参画センターの機能を担う体制を確保することが努力義務とされたことを踏まえ、計画素案にもその内容を反映し、追記を行っております。

本日の委員会では、修正後の計画素案　及び　事業評価表について、事務局からご説明いたします。

委員の皆様におかれましては、忌憚のないご意見・ご助言を賜りますよう、よろしくお願い申し上げまして、私からの挨拶とさせていただきます。

本日は、どうぞよろしくお願いいたします。

江澤：　兵藤課長、ありがとうございます。それでは、議事に入りたいと思います。

本委員会の議長ですが、附属機関設置条例第６条第１項の規定により、委員長が議長を務めることとなっておりますので、佐伯委員長にお願いしたいと思います。

佐伯委員長、よろしくお願いいたします。

佐伯委員長：　それでは、議長を務めさせていただきます。円滑に会を進められるよう努めま

すので、皆様のご協力をお願いいたします。
　早速ですが、議事１「第６次木更津市男女共同参画計画素案の修正案について」の「①　修正内容について」、事務局から説明をお願いします。

前沢：　それでは、「議事１：第６次木更津市男女共同参画計画素案の修正案について」の「①　修正内容について」、私、前沢からご説明いたします。資料３をご覧ください。
　修正点は、大きく分けて３点、
１　前回会議での委員意見の反映
２　庁内各部等への意見照会の反映
３　男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に関する記載　　になります。
　資料３には要点と修正部分の抜粋を記載しているので、基本は資料３をご覧いただければ大丈夫ですが、適宜詳細資料をご紹介しますので、並行してご確認ください。
　まず、修正点の１つ目は「前回会議での委員意見の反映」です。資料３の２ページをご覧ください。
　修正箇所といたしましては、資料１の計画素案９ページ「４　計画指標」の基本目標Ⅲ－２、番号１５の「性的マイノリティの人にとって生活しづらい社会だと思う人の割合」の項目を、「性的マイノリティの人を取り巻く環境が改善されつつあると思う人の割合」に変更した点です。
　前回会議において、「この項目のみ、現状値を下回ることを目標としたつくりとなっており、分かりにくい」とのご意見を踏まえ、前述の表現に修正いたしました。またそれに伴いまして、計画素案の２０ページ「指標１、２」の同指標も修正しております。
　修正点の２つ目は「庁内各部等への意見照会の反映」です。資料３の３ページをご覧ください。
　９月に全庁に対して計画素案及び事業評価表の意見照会を行いました。意見照会の取りまとめ結果の詳細は、資料４をご参照ください。
　まず、「⑴計画素案への意見等」ですが、特になかったため、修正はございません。
　次に、「⑵計画事業への意見等」ですが、健康推進課、こども家庭支援課の実施する計画事業について、修正がございます。資料３の４ページをご覧ください。健康推進課の実施する事業番号８についてです。
　修正内容は、評価基準の「妊娠届け出時に妊婦と面接できる」としていたものを、妊婦に限らず「面接できる」といった形に修正しております。これは、家庭によっては必ずしも妊婦と直接相談できるとは限らず、関係者を含め、面談を行うことが重要であるとの考えにより、修正したものです。また、事業番号９の評価基準も同様の評価基準のため、統一したものです。
　次に、５ページ目、健康推進課が実施する事業番号１０についても、評価基準の「妊娠届け出時、夫やパートナーの同席の有無に関係なく面接を行う」の文言を、事業番号８と同様に「妊娠届け出時に面接を行う」という文言に修正を行っています。

続いて６ページ目をご覧ください。こども家庭支援課が実施する事業番号１５です。

修正内容は、事業概要の「教育訓練や高等職業訓練の給付金を受給し」を「自立支援教育訓練給付金や高等職業訓練促進給付金を支給し」に修正した点です。子ども家庭支援課では、これらの給付金の支給を業務として行っているため、その内容を整理するために記載を修正したものです。

以上が、庁内の意見照会の反映による修正点です。

続いて、修正点の３つ目「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に関する記載」です。資料３の７ページをご覧ください。

まず、修正箇所をご説明いたします。

資料１の計画素案５ページ「３　計画の位置づけ」⑸に、「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保」に関する記載を追加し、併せて本市の「男女共同参画センターの役割を果たす５つの業務の取組状況」の表を追加したものです。

この経緯について、次ページ以降ご説明いたします。資料３の８ページをご覧ください。

昨年の令和７年、本計画の根拠法でもある男女共同参画社会基本法が改正され、地方公共団体に対し、「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保」に努めることが義務付けられました。その後、内閣府の説明資料において、「『男女共同参画センターの機能を担う体制の確保』とは、ガイドラインに示す『５つの業務』のすべてを、単独または広域連携等により行っていること。」と説明しています。

また、「現時点で『５つの業務』すべてを行っていない地方公共団体にあっても、広域携等により『５つの業務』全てを行うことを市町村男女共同参画計画等において表明する場合には、体制が確保されているとみなす。」とも説明しています。

つまり、内閣府の説明では「５つの業務」をすべて行う　または　行うことを計画で表明することが必要　としています。

ここでいう「５つの業務」とは、

①　地域の課題及びニーズの把握

②　広報・啓発、講座・研修

③　地域の課題解決のための企画立案等への参画

④　相談対応

⑤　様々な関係者との連携　　です。

続いて９ページをご覧ください。修正の経緯②になります。

前述の説明を踏まえ、９月に君津管内の４市と千葉県と「男女共同参画センターの機能強化にかかるヒアリング」として、合同ヒアリングを実施いたしました。

ヒアリングでは、各市の「５つの業務」の取組状況についての確認が行われました。本市の取組状況としては、資料の１０ページにある、「ヒアリング資料」のとおりであると回答したところ、千葉県多様性社会推進課の担当者からは「提示いただいた取組で、内閣

府の説明にある『５つの業務』は全て賄えていると思われる」との了承を得ました。
この判断については、「５つの業務」の具体的な達成基準が内閣府から提示されておらず、あくまで千葉県の担当レベルでの判断であるため、県としても判断に苦慮しているとのことです。
ただ、内閣府からの説明では、「『５つの業務』すべてを行う、または行うことを計画で表明することが必要」としていることから、千葉県としては、各市町村計画で表明を行えば確実であるので、そのようにしていただきたいとの依頼があり、本項目を追記することとなりました。
以上で、３つの修正点の説明を終わります。
委員の皆様には、忌憚のないご意見を頂戴したく思います。
私からの説明を終わらせていただきます。

佐伯委員長：　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ある方は挙手をお願いします。

佐伯委員長：　私から意見があります。
先ほどの説明で、「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保に関する記載」とありましたが、これはどこか公共施設等を定めなければならないのでしょうか。

前沢：　回答いたします。
「男女共同参画センターの機能を担う体制の確保」については、資料５の内閣府の説明資料に詳しく記載があります。
この説明では、「施設の設置の有無は問わない」（資料５　４ページ目）と記載されており、あくまで重要なのは「体制の確保」であり、「男女共同参画センター」といった名称の箱ものが必ずなければいけない、というわけではありません。
そのため、計画素案についても、体制の確保に必要な「５つの業務」の取組状況の記載のみとなっております。

江澤：　男女共同参画センターの他自治体の取り組み状況で補足ですが、千葉県内では１３自治体が「男女共同参画センター」の名称を掲げております。例として、千葉市や市川市などの北部だけで、人口規模も大きい自治体が多い印象です。

佐伯委員長：　ありがとうございます。
他に質問、意見はございませんか。

髙田委員：　資料３の１０ページ「ヒアリング資料」の⑤関係者との連携　に、「地域推進員事業」によるイベント実施とありますが、どのようなことを行っているのですか。

佐伯委員長：　事務局、回答をお願いします。

前沢：　回答いたします。

現在の地域推進員事業は、「千葉県男女共同参画地域推進員」として各市町村からボランティアで選出された地域推進員たちが、それぞれの地区ごとにまとまって様々な事業を行っております。

本市については、君津４市や南房総市、館山市等を含めた「南房総地区」として活動を行っており、毎年中学校へ男女共同参画に関する寸劇を行う等の活動をしています。

本来は、各市町村で地域推進員が選出されており、南房総地区としての活動以外にも、市独自に活動を行ったりするところですが、ここ数年は本市からは委員が選出されていないため、南房総地区での活動のみとなっております。

佐伯委員長：　ありがとうございます。他に質問、意見はございませんか。

（　質問・意見なし　）

それでは、無いようですので、続いて、「②第６次計画における年度計画について」、事務局から説明をお願いいたします。

前沢：　それでは、「議題１の②：第６次計画における年度計画について」、私、前沢からご説明させていただきます。

資料６をご覧ください。こちらは、毎年度、当課にて作成している男女共同参画計画の年度計画で、令和８年度実施計画を一部抜粋したものです。

現行の第５次計画は、資料６のように毎年度の年度計画を策定し、市HPにおいて公表し、それに基づき計画事業を実行しております。

この年度計画については、第５次計画に記載される事業概要と、毎年度行う進行管理において、作成される事業評価表を組み合わせた作りとなっています。

この事業評価表を含めた進行管理については、庁内連絡会議と、毎年６、７月頃に開催する第一回推進委員会に諮り、承認を得ているものです。

年度計画は第５次計画と事業評価表を組み合わせて作成していると説明しましたが、事業評価表の時点で、次年度の事業計画としての内容を網羅しているものとなっているため、実際のところ、年度計画は事業評価表の、現年度実施計画の内容を転記した、内容がほとんど同一のものとなっています。

経緯としては、令和５年度の審議会において、「事業評価表の記述が不足している」との意見をいただいたことを踏まえ、令和６年度から現在のように現年度の事業実施計画も記述するようになりました。事業評価表をより詳細に記載したため、現在のように年度計画とほぼ同一の内容を網羅するようになりました。

このように、事業評価表の作成イコール年度計画の作成と同義ともいえる状況のため、第６次計画では毎年度の年度計画は作成しない方向で検討しております。

ただ、年度計画の作成自体をやめるのではなく、進行管理の結果を市HPに公開する際に、事業評価表に「(令和〇〇年度事業計画)」と記載するなどし、一目で当該年度の年度計画の内容であることが分かるようにしたいと考えております。

佐伯委員長：　ただ今、事務局から説明がありましたが、何かご質問、ご意見等ある方は挙手をお願いします。

江澤：　前沢の説明の補足になりますが、現在の年度計画で、毎年度変更されている点は①当該年度の実施計画、②計画指標の進捗状況　です。

①については、先ほどの説明のとおり、進行管理において作成する事業評価表と内容が重複しています。②の指標については、現在の計画が毎年指標の現状値を算出していますが、そのために、毎年市民・事業所への意識調査アンケートを行っています。通常、計画の前年度など、数年おきに行う自治体が多い中、本市は毎年調査を行っており、回答する市民や事業所から「またか」と思われてしまう可能性もあるため、第６次計画では意識調査は次期計画策定の前年度のみ行い、併せて指標の算出も計画最終年度のみにしようと考えております。

そのため、変更点が①のみであり、説明のとおり、進行管理における事業評価表の名前を修正するのみで、年度計画は作成しない、とする予定です。

佐伯委員長：　ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。

生田委員：　正直申し上げると、毎年アンケートを行うことは無駄といいますか、無理にやる必要はないと思います。

それに、市民アンケートの回答数が３００人程度というのは、市の人口規模からして、あまりに少ないと思います。アンケートをやっていることを知らない人も多いかと思いますので、どうやって興味を持ってもらうようにするか、が大事なのではと思います。

佐伯委員長：　ありがとうございます。他にご意見はございますでしょうか。

（　質問・意見なし　）

それでは、無いようですので、お諮りいたします。

議事１について、承認いただける方は、挙手をお願いいたします。

（　全員挙手　）

賛成全員のため、議事１については、原案どおり、承認いたします。

以上で本日の議事については全て終了いたしました。円滑な進行にご協力いただき、ありがとうございました。進行を司会にお渡しいたします。

江澤：　佐伯委員長、ありがとうございました。

それでは、次第３の「その他」について、事務局から２点ご連絡があります。

１点目は、今後のスケジュールについてです。

１２月１８日から１月１６日まで意見公募を実施し、意見を踏まえて再度計画素案の修正を行います。その後、今年度最後となる第４回会議にて、本日以降素案を修正したものに承認を　得た後、市長の諮問に対する答申を行い、年度末に計画策定となります。

２点目は、次回の会議日程と議題についてです。

次回の第４回会議の開催は、来年３月を予定しておりますので、改めて皆様のご予定をお伺いいたします。

議題については、「第６次計画の原案について」、その後、「市長の諮問に対する答申について」となる予定です。

事務局からは以上となりますが、その他、皆様から何かございますか。

（　質問・意見等なし　）

それでは、ないようですので、以上で令和８年度第３回木更津市男女共同参画推進委員会を閉会いたします。

委員のみなさま、本日はお忙しい中、ご出席いただき、また、貴重なご意見を賜り、誠にありがとうございました。お気をつけてお帰りください。

上記会議録を証するため下記署名する。

令和８年１０月２９日

木更津市男女共同参画推進委員会委員長　佐伯康子